

平成31年3月26日開会

平成31年3月26日閉会

平成31年3月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

開会時間 午後 3 時 2 3 分

○議長（鈴木 篤君） ただ今から、全員協議会を開会いたします。

議案審査の前に森澤事務局長・中澤消防長から報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

はじめに、森澤事務局長

○事務局長（森澤 淳君） 貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。

組織市町の 3 月議会におきまして、甲府地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び甲府地区広域行政事務組合同規約の変更等を議決されましたことにつきまして、ご報告申し上げます。

お手元には、組合同規約の新旧対照表と、これまでの経過等をお示しした資料を配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

この度、平成 3 2 年 3 月末をもって、本組合同規約の第 3 条共同処理する事務のうち、第 1 号の「甲府地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金を活用する事業の実施に関する事務」及び第 5 号の「視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務」を廃止することにつきまして、組織市町の議会で議決されたものであります。

まず、これまでの経過等ではありますが、「甲府地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金を活用する事業の実施に関する事務」につきましては、平成 7 年に山梨県知事が、甲府広域圏を「ふるさと市町村圏」に選定したことに伴い、組織市町からの出資金及び県からの助成金による合計 1 2 億 3, 4 3 0 万 3 千円の「ふるさと市町村圏基金」を造成し、この基金から生じる運用益を活用して、圏域の振興を図るため、各種のソフト事業を推進してまいりました。

しかし、国で定めた「広域行政圏計画策定要綱」、「ふるさと市町村圏推進要綱」が平成 2 1 年 3 月 3 1 日をもって廃止されたことに伴い、基金の取り扱いについて組織市町との協議及び県の上承を得る中で、これまでの運用で積み立てた利子分を除き、組織市町からの出資金及び県助成金については、それぞれ全額を平成 2 3 年度末に返還いたしました。

その後は、運用で積み立てた利子分により、現在に至るまで「親子防災体験研修」、「ふるさと再発見ツアー」、「ふるさと絵画コンクール」、「組合ホームページ

ージ」及び「視聴覚ライブラリー」事業を行ってきたところでございますが、利子分が減少していく中で、今後のふるさと市町村圏事業のあり方を組織市町と協議を重ねた結果、圏域の振興や一体性を高めることを目的とした、基金を活用する事業は、所期の目的を果たしたものと判断し、組織市町は廃止について合意されました。

また、「視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務」は、昭和48年4月に組織市町の学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、組合設立当初から設置いたしました。

その後、平成20年4月に、甲斐市の旧双葉町地域が、本組合視聴覚ライブラリーに加入し、視聴覚ライブラリー事業と、ふるさと市町村圏事業との圏域統一が図られましたことから、組織市町の協議により、視聴覚ライブラリー事業をふるさと市町村圏事業に位置付け、ふるさと市町村圏事業特別会計からの繰入金により事業を執行してまいりました。

しかし、近年では図書館等における視聴覚教材が充実したこと、インターネットを含む新しい情報メディアが普及してきたことなどを鑑み、社会教育及び学校教育教材を充実させることを目的とした視聴覚ライブラリー事業は、所期の目的を果たしたものと判断し、視聴覚ライブラリー事務につきましても、組織市町の教育委員会及び本組合教育委員会におきまして、廃止することについて合意をされました。

なお、視聴覚教材及び機材につきましては、組織市町に譲与することといたしております。

また、今後、組合事務局におきまして、山梨県へ規約の変更許可について申請をして参ります。

以上で甲府地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び甲府地区広域行政事務組合規約の変更等についての報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 篤君） 以上で報告が終わりました。

この件について、質問はありませんか。

山田 厚君

○議員（山田 厚君） いま、森澤さんから経緯を説明していただきましたけ

れども、広域の市町で全て決まった後に、この広域の議会でご説明をされてこの資料もほんとうに、いま広域の議会ですべて初めて出された。私どもは平成21年のときに基本的には、それ以降は運用利子でやっていくんだと、これが明らかになり書いてあるのが平成24年です、私自身もこの5年間以上はふるさと市町村圏基金の財政が無くなる訳なので、今後どうするのですかと、重ねて重ねてご質問してきたけれども、基本的に去年というか今年度、出てきただけでいまここに新たに資料が出てきただけのことです。

簡単に言いますと、この本広域議会ですべて話がかたんとされてない。もうひとつ私が聞いたのは、平成29年度において肝心の当該の教育委員さんの会議はどの程度ですかとお聞きしたら、教育委員さんの会議は、平成29年度はこのふるさととの関係もそうですけれども、この視聴覚ライブラリーについてはやってないと。それは冒頭で出てきますから、やったのは各市町の総務課長会議だけだと。こういうことで全部行っていくのであれば、この広域議会の必要性はどの程度あるのか、その辺のところをもう少し説明してください。

○議長（鈴木 篤君） 芦沢事務局次長

○事務局次長（芦沢 岳君） 先ほど山田議員さんから組織市町の総務課長会議のみの内容で、こういった経過になったというお話がございました、確かに平成29年度までは、そういったことでしたが、平成30年度につきましては、3回教育委員会の会議を開催いたしまして、視聴覚ライブラリーにつきまして、ご協議をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） 数年前から分かっていたことを、平成29年度まではこの視聴覚ライブラリーについては、殆どやっていなくて平成29年度もやっていなかった。平成30年度から始めましたよと。平成30年度は一応結論を出すという年度ですよ。いま平成30年度ですので、少し、この議会に対する説明する場として、説明の機会があまりにもない。そのところは、私は非常に残念だなと感じております。

お話にあるように、視聴覚ライブラリー事業とふるさと市町村圏事業とは別々のものが、平成20年度に一体化されたと。ですが、視聴覚ライブラリー

そのものは、社会教育・学校教育ということで、広域の組合ができた当初から行われてきたと。監査委員さんが今回出された資料に未だに、視聴覚ライブラリーの貸出し本数が載っているのではないですか。それを、どのようにするのかということで、何故、市町村圏の方は議会をしたとしても、視聴覚ライブラリー事業をどうするかということの判断を、いまの森澤さんのご説明だけでは、きわめて不十分だと思います。

今後、学校教育・社会教育として、ここにおられる教育委員さん達は、どうされるのでしょうか。

平成31年度をもって、平成32年度からもう来なくて良いということになる訳ですか、その辺ご説明ください。

○議長（鈴木 篤君） 芦沢事務局次長

○事務局次長（芦沢 岳君） はい、地方教育行政の運営及び組織に関する法律によりまして、視聴覚ライブラリー事業につきましては、社会教育ということで、教育委員会を設置することとなっております。従いまして、平成31年度末をもって教育委員会につきましては、設置しなくても良いというようなこととなります。

以上でございます。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） その辺のところはかなり問題かなと思うのです。それから、防災に関しては学校教育・社会教育等々において、本当に必要になっていくと。今日の管理者のご報告にあるように、南海トラフ等々も大きな地震等も想定されているし、豪雨災害もあるそういったところで、社会教育が学校教育として教育委員会の役割というのは、高まることはあっても、軽視されることはないのではないかと思います。この視聴覚ライブラリー事業くらいは、せめて継続して教育委員さんとしても、この場に留まっていただいて議論していく、もっと揉んでしっかり圏域に広げていくことが必要と思うのですが、その辺のところのご説明が極めて不十分。それから本日いただいた管理者さんの説明書においてもですね、この3ページにおいては、視聴覚ライブラリー事業についてでありますと、視聴覚ライブラリー事業につきましては、圏域内の学校教育・社会教育での教育現場において、集団視聴が可能な教育・教材・機材の提供を

引き続き行っていますと書いてあります。

これは各市町でやればよいということではなく、圏域内ということですよ。しかも教育委員さんは、この場で議論をされてきたはずですよ。それなのに視聴覚ライブラリー事業を昭和48年から行われてきた事業を、この場で議論もなく、全部中止で教育委員さんもおはらい箱ということではないのでしょうか。

その辺のところ、もう少し丁寧に説明していただかないと、納得するには難しいです。いかがですか。

○議長（鈴木 篤君） 森澤事務局長

○事務局長（森澤 淳君） はい、議員ご指摘のことは重々承知をしております、先ほど私もご説明を致しましたが、昭和48年から視聴覚ライブラリー事業継続した中で、先ほど説明の中でも、当初の目的は、当時の市町の中でも図書館の整備等が立ち遅れていたと、そういう形の中で圏域住民をひとつの括りとして視聴覚ライブラリー事業が発足して今日まで至っているというふうに、認識をしております。

それから先ほども説明致しましたが状況を考えますと、図書館もそれぞれの圏域の市町に十分充実をされたことから、初期の目的は達成をしたのではないかということ、それぞれの組織市町の総務課長会議の中でも議論をして、そして、今年度につきましては、まだ予算的な処置をさせていただいておりますので、先ほどの管理者が説明したとおり、視聴覚ライブラリー事業についても集団視聴が出来た事業をソフト事業として、本年度は推進していくということでございます。

私どもが保有している財産については、それぞれの市町に譲与する形の中で、その譲与されたものが、お互いに共有できるような。当然分散をする訳ですが、そのものが引き続き甲府にお住まいの方が甲斐市に譲与されたものについても、貸出しができる。昭和の方が甲府にいったものも貸出しができるというふうなことを考えておまして、そのことを拡大して圏域の中のそういう集団視聴ができるものが、圏域住民の子供達とか、そういう方々が観られるようなことを、模索をしているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） ご説明になってないですよ。成果が得られて結果がでた

と。それはどこで検証をされてどこで調査をされたのですか。

ひとつひとつの事業があって、評判の良かった親子防災体験研修とか様々なことがあったと。カレンダーひとつもそうですよ。視聴覚ライブラリーもいまだに貸してくれという人もいる、それに対してどのような調査をされたのですか。

それは総務課長会議をやったから、全てだと言われるんですか。

教育委員さんもちろんとした会議を平成30年度はやられたかもしれないですが、それまではやっていなかった。それで結論を出して良いのでしょうか。既にこの場で結論ははっきりでていますよ。これは私は言わせて貰うけど、本当に乱暴なやり方だと思う。ある意味で広域の議会を軽視していると言わざるを得ません。そのことは、事務局としてちゃんと反省していただかないといけないと思うんです。例えば、平成30年度の予算で私はかなり指摘させて貰いましたけれども、役務費・需用費すらもゼロでやるなんてことはあり得ないですよ。大切な市民と結びついた事業を一応納得して貰って廃止するというような、それだけ体力・努力がいるんですよ。

役務費というのは、通信・運搬なので、切手・ハガキとか電話、それから需用費に関しては、印刷代・文具代とか事務用品が入る訳ですよ。ゼロ、ゼロでどうやって皆さんとこの平成30年議論をしたか分からないではないですか。どうやって連絡をしたのでしょうか。紙や電話は、結局このお金がどうなったかも書いてもないし、分からないではないですか。

私はこれを契機に、市長の方で全部結論がでているものだから、これは私はあくまでも不同意だけれども、結果は出ている。それでいいんだという思いでやってもらうと、この広域議会の内容がおかしくなると思う。その辺のところ一言お願いします。

○議長（鈴木 篤君） 森澤事務局長

○事務局長（森澤 淳君） 貴重なご意見をありがとうございます。

ふるさと市町村圏事業につきましては、基金を活用してやっている。いま議員さんにご指摘いただいている親子防災体験研修等は違う形の中でシフトしてですね、どういうふうなことで事業を新たに、進めていったらいいか模索しながら前に進んでいきたい。今まではお金はこの基金運用益でやっておりまし

たけれども、今後はそれぞれの市町から新たな負担金を頂戴して、持続可能な負担をしていただくのに、持続可能で長続きできるような事業を、今後は展開をしていきたいという形の中で、ふるさと市町村圏事業の中でも親子防災体験研修とかについては、ここの広域の成り立ちについては、消防・救急・防災そういうふうなものにシフトしながら、事業を展開していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） もうご答弁は要らないけど、聞けば聞くほど不安を感じるんです。これからこういうふうにしていきますよと。前向きなことを言われたけど、どこがセンターになってやるのですか。教育委員さんもなくなり、会議もなくなると、それでどういうふうにしていくのか、財産は全部分割して廃棄するというのはどういうふうにしていくのですか。全然先行きが見えない。先行きがあるようなご答弁されてますけれども、結論ありきで、分かりなさいみたいなことではないですか。これはやっぱりしっかり丁寧な運営をして貰わないと。この小さな事業といえども大切な事業。しかも、これから大きな防災問題や教育の問題がいっぱいあるときに、これでは少し乱暴すぎます。私はこれで意見を言わせてもらって、今後の対策をしっかりしてもらいたいと要望で終わっていきます。

○議長（鈴木 篤君） この件について、ほかに質問はありませんか。

なければ、この件に関しては、以上で終了いたします。

続きまして、中澤消防長

○消防長（中澤 勝也君） 大変貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。

既に新聞やテレビ等において報道されておりますが、昨年、当消防本部の南消防署第一部玉穂出張所救急隊が、傷病者を医療機関に搬送した後、帰所する際に緊急走行し、交通事故を起こした件につきまして、職員の処分を行いましたので報告させていただきます。

お手元に配布してございます、南消防署玉穂出張所の不適切な緊急走行事案に関わる職員の処分についてをご参照ください。

事案の概要につきましては、平成30年10月12日午前7時ごろに発生し



た、精進湖トンネル内の交通事故現場へ出場した南消防署玉穂出張所救急隊が、傷病者を県立中央病院救命救急センターへ搬送をいたしました。

その帰所途上、当該事故の救急処置により、救急車内のストレッチャー等に付着をした血痕の消毒等をする必要があることなどから、救急隊長の判断で次の事案に備えるため、緊急走行し午前8時54分ごろ、昭和町西条地内において、20代男性が運転する軽自動車と衝突をしたものであります。

処分内容等につきましては、平成31年2月25日付けで、救急隊長は、地方公務員法第29条の規定による、懲戒処分として戒告、救急車の運転者は、走行中の安全確認を怠ったことなどにより消防長の文書注意、隊員は、消防長口頭注意といたしました。

次に処分理由につきましては、今回の緊急走行は、その後の検証の結果、消防法に定める救急業務に当たらないものであり、救急隊長として、その不適切な緊急走行を行ったこと、及び走行中周囲の安全確認等を怠ったため、交通事故につながったものであります。

また、この事案が多く報道機関で報道されるとともに、総務省消防庁や全国の多数の消防本部に調査が及ぶなど、社会的にも大きな影響を与えることになりました。

このような行為は、規律を重んじ、圏域住民の生命身体及び財産を守るという崇高な使命を持った消防職員として、あってはならない行為であり、当消防本部の名を傷つけるとともに信用を失墜させたものであります。

次に上司の管理監督責任につきまして、職員への指導不足として、私が樋口管理者から口頭注意を、南消防署署長が消防長訓告、副署長が消防長訓戒、直属の上司である玉穂出張所所長を消防長口頭注意といたしました。

今回の事故につきましては、改めて事故の相手方に心から深くお詫びを申し上げますとともに、圏域住民の皆さま、及び関係者の皆さまに、多大なるご迷惑をお掛けし深くお詫びを申し上げます。

今後は、このようなことが無いよう再発防止に努め、圏域住民の皆様から愛され、信頼される全体の奉仕者として誠心誠意、消防業務に取り組んでまいり所存でございます。

本当に申し訳ございませんでした。

○議長（鈴木 篤君） 以上で報告が終わりました。

この件について、質問はありませんか。

山田 厚君

○議員（山田 厚君） 私は、その事故そのものは、現場の救急隊長や隊員の皆さんに関して少し同情的な要素もあるんですね。血がついたストレッチャーですとか、南消防署というのは、管内でもっとも忙しいところで、基本的には、例えば本年度でも、予備の救急車すらも全部出動してしまったと。こういう忙しい職場です。ですから、この改善、私は何回も消防隊を1隊くらい増やさないと、かなり厳しくなっているというお話も要望としてきたところですよ。

そこで南消防署署長さんについて、前回、体の調子でお休みになられてたようですけど。今回このことについて、どのように考えておられるか見解をお聞かせください。

○議長（鈴木 篤君） 長田次長兼南消防署長

○次長兼南消防署長（長田 哲也君） 玉穂出張所の救急車緊急走行の不適切な緊急走行につきましては、誠に申し訳ございませんでした。

また、いま山田議員さんから言われました1隊増やさないというようなご意見ございました。救急隊には確かに格差がございまして、南消防署の出動件数が非常に多くなっております。救急車の増隊につきましては、職員の増員や組織市町の負担の増にも繋がると同時に、配置場所につきましても慎重な検討が必要であると考えておりますが、救急隊員に掛かる負担につきましては、本年度から各署におきまして、現状可能であります救急隊員の労務管理及び衛生管理における軽減負担並びに救急件数の平準化方策といたしまして、出動件数が5件以上などの要件により、消防隊員と乗り換え等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） ちょっと残念なご答弁だなと私は思うところです。

南消防署を預かっている署長さんとして、現状の厳しさをどれだけ関連市町に訴えたりとか全然なくて、基本的には人事管理等々、この広域の議会ですから、出動件数が多すぎるから出動件数が少ないところから無くして、こっちへ

持ってくるなんて出来ないですよ。そうすると、基本的には、南消防署の署長さんとして精一杯隊員さんのためにも、安全走行のためにも、ゆとりのためにも、もう1隊増やさなきゃ駄目だよねということを周りに説明していかなくちゃ駄目じゃないですか。

この甲府広域に関しては、119番から現場到着までかなりの努力をされて、頑張っている。これは全国からも誇れる数字です。でも、余りにも忙しすぎると物理的に無理なんです。年間何件やってるんですか。凄い件数でしょ。月でも300件いっているじゃないですか。

事故を起こした10月でも300件近くいってるじゃないですか。295件出ていますよね。これだけの数で、尚且つ、到着時間の短縮に努力はされているけれども、南消防署が一番平均の到着時間遅くなっちゃっているんです。やっぱり忙しい、その辺のところ責任を持って隊員さんを大事にするという立場で、署長さんが言って欲しかったなと思います。

これは強く要望して、今後の問題に結び付けていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木 篤君） この件について、ほかに質問はありませんか。

なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。

この全員協議会におきましては、日程第4 議案第1号から日程第12 議案第6号までの審査を行います。

はじめに、議案第1号「専決処分について」当局の説明を求めます。

坂田総務課長

○総務課長（坂田 好保君） それでは日程第4 議案第1号専決処分について（和解について）説明を申し上げます。

議案目録の1ページをお開きください。

この専決処分は、地方自治法第179条第1項の規定により、和解について管理者による専決処分としましたので、同条第3項の規定により、報告し承認を求めるものであります。

次の2ページをお開き願います。

2の専決処分する理由であります。平成30年10月12日、中巨摩郡昭

和町西条地内で発生した本組合職員の公務中の交通事故に関し、和解するについては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を必要としますが、和解に急を要し、組合議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、同法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

事故の概要であります。同日、午前8時54分ころ、中巨摩郡昭和町西条地内において、玉穂出張所救急車が、渋滞車両の脇を緊急走行し、南進中に渋滞車両の間から右折北進しようとしてきた、軽自動車と衝突したものであります。

次に和解の相手方は、記載のとおりであり、和解の条件は、損害賠償金として過失割合によって算定し、差し引きした43万3,812円の支払いを受けます。

以上で、専決処分いたしました和解についての説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 篤君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号 平成30年度「甲府地区広域行政事務組合 消防事業特別会計 補正予算（第1号）」について当局の説明を求めます。

坂田総務課長

○総務課長（坂田 好保君） それでは日程第5 議案第7号平成30年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案目録の3ページをお開き願います。

平成30年度 甲府地区広域行政事務組合 消防事業特別会計 補正予算第1号は消防施設等整備事業に係る事業費の確定に伴う補正でありまして、歳入、歳出ともに、857万8千円を減額し、補正後の歳入、歳出予算の総額はそれぞれ、35億895万円とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、起債充当事業費が確定いたしましたので、借入限度額を変更するものであります。

次の5ページをお開き願います。

歳入、歳出補正予算事項別明細書補正第1号の総括であります。

歳入であります。6款繰入金及び9款組合債を更正するものであります。

次の歳出であります。1款「消防費」の消防施設費を更正するものであります。

次の6ページ、7ページをお開き願います。

はじめに歳入であります。6款繰入金は、南消防署はしご車のオーバーホール、宮本出張所外壁他改修工事他1件の施設改修事業費並びに3台の車両更新整備における事業費の確定に伴います。基金繰入金の減額分といたしまして、207万8千円を計上するものであります。

次の9款1項1目「消防債」は、消防車両の更新整備並びに施設改修工事等の事業費確定に伴います減額分といたしまして、650万円を計上するものであります。

次に8ページ、9ページをお開き願います。

歳出であります。1款1項2目「消防施設費」につきましては、11節「需用費」は、南消防署はしご車オーバーホールの需用費確定に伴います。減額分といたしまして、17万7千円を計上するものであります。

15節「工事請負費」は、宮本出張所外壁他改修工事他1件の需用費確定に伴います。減額分といたしまして、165万円を計上するものであります。

18節「備品購入費」は、3台の消防車両の更新整備事業費の確定に伴います減額分といたしまして、675万1千円を計上するものであります。

以上で、平成30年度 甲府地区広域行政事務組合 消防事業特別会計 補正予算（第1号）の説明を、終わらせていただきます。

ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木 篤君） 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「甲府地区広域行政事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」当局の説明を求めます。

芦沢事務局次長

○事務局次長（芦沢 岳君） それでは、議案第 8 号「甲府地区広域行政事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

議案目録の 1 1 ページ、1 2 ページと併せまして、議案第 8 号資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、提案理由につきましては、「学校教育法」の一部が改正されたことに伴い、同法に項ずれが生じたため、同法の条文を引用している「甲府地区広域行政事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例」について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

「甲府地区広域行政事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例」第 4 条第 2 号において引用する「学校教育法第 1 0 4 条第 4 項第 2 号」を「同法第 1 0 4 条第 7 項第 2 号」に改めるものです。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日と経過措置を定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、お願い申し上げます。

○議長（鈴木 篤君） 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

次に、議案第 9 号「甲府地区広域行政事務組合 非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」当局の説明を求めます。

芦沢事務局次長

○事務局次長（芦沢 岳君） それでは、議案第 9 号「甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

議案目録の 1 3 ページと併せまして、議案第 9 号資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、改正理由につきましては、本組合の「個人情報保護条例第 5 1 条第 1 項」及び「情報公開条例 第 2 0 条第 1 項」の規定による審査会の設置に伴い、

「甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に委員の報酬を規定する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

「甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」第2条第1項 第8号を第9号に改め、報酬を支給する者に「その他非常勤の職員」を加え、また、別表第1の行政不服審査会の項の次に、「個人情報保護審査会」及び「情報公開審査会」を規定し、会長及び委員の報酬を定めるものでございます。

金額につきましては、他の附属機関の委員と同額としております。

なお、この条例の施行日は、公布の日からとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、お願い申し上げます。

○議長（鈴木 篤君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号「平成31年度甲府地区広域行政事務組合 一般会計 予算」から議案第6号「平成31年度甲府地区広域行政事務組合 国母公園管理事業 特別会計 予算」までの5案について一括して当局の説明を求めます。

芦沢事務局次長

○事務局次長（芦沢 岳君） それでは、議案第2号から議案第6号までの5案につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の白い冊子の「平成31年度 予算に関する説明書」の1ページをご覧ください。

平成31年度 甲府地区広域行政事務組合 予算一覧表でございますが、一般会計及び4つの特別会計の合計5会計の予算総額は、表の総計欄に記載のとおり、36億9,726万5千円、対前年度比、1億87万1千円の増でございます。

各会計別予算のうち、事務局所管の一般会計、ふるさと市町村圏事業特別会計、視聴覚ライブラリー事業特別会計、国母公園管理事業特別会計につきまして、ご説明させていただきます。

なお、金額につきましては、説明書に記載されておりますので、一部を除き省略をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、7ページから8ページに渡りますがご覧願います。

議案第2号、本組合の平成31年度一般会計予算でございますが、7ページの総括の歳入、8ページの歳出でございますが、予算総額は、ともに5,157万円で、前年度当初予算と比較しまして、167万4千円の減でございます。

次に、歳入の主な項目につきまして、ご説明申し上げます。

1款1項1目 組合運営費負担金は、組織市町から均等割り10%、人口割り90%の割合で納入していただきます、負担金でございます。

9ページをご覧願います。

2款1項1目 利子及び配当金につきましては、内容欄に記載のとおり、3つの基金の運用利子収入でございます。

なお、この利子収入につきましては、歳出で、それぞれの基金費に同額を計上しまして、各基金に積み立てるものでございます。

次に、11ページをご覧願います。

歳出でございますが、1款1項1目 議会費は、組合議会の運営経費でございます。

主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1節 報酬は、組合議会議員24名の報酬でございます。

9節 旅費は、議員行政視察研修に要します経費でございます。

12節 役務費は、郵便料及び議場用名札の書き換え手数料でございます。

14節 使用料及び賃借料は、議員行政視察研修に伴います、バス借り上げ料及び議員懇話会会場借り上げ料などがございます。

12ページをご覧願います。

2款1項1目 一般管理費は、事務局の運営経費等でございます。

主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1節 報酬は、特別職、事務局嘱託職員等の報酬でございます。

2節 給料から4節 共済費につきましては、事務局職員4名の人件費でございます。



1 1 節 需用費は、消耗品費及び予算書、決算書等の印刷製本費が主なものでございます。

1 3 節 委託料は、組合例規集 更新データ作成業務 委託料でございます。

1 4 節 使用料及び賃借料は、複写機、事務局連絡用自動車のリース料、組合例規集データベースシステム使用料等でございます。

1 3 ページをご覧ください。

2 5 節 積立金は、事務局職員 1 名の「職員退職手当金 支払準備基金」への積立金でございます。

次に、2 目の公平委員会費は、公平委員 3 名の報酬でございます。

次の 3 目から 5 目の各基金費は、歳入の「財産収入」に計上してあります基金の運用利子を、それぞれの基金に積み立てをするものでございます。

次に、2 項 1 目 監査委員費でございますが、1 節 報酬は監査委員 2 名の報酬でございます。

1 1 節 需用費は、決算審査意見書、定期監査報告書に係る印刷製本費でございます。

1 4 ページをご覧ください。

3 款 予備費につきましては、前年度と同額を計上させていただきました。

以上で、議案第 2 号 一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

次に、2 6 ページをご覧ください。

議案第 3 号「平成 3 1 年度 ふるさと市町村圏事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

歳入、歳出予算の総額につきましては、ともに 1 9 0 万円で、前年度当初予算と比較いたしまして 3 万 7 千円の増でございます。

2 7 ページをご覧ください。

歳入の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目 利子及び配当金は、ふるさと市町村圏基金運用利子収入でございます。

2 8 ページをご覧ください。

3 款 繰入金でございますが、ふるさと市町村圏基金から繰り入れまして、事業の執行経費に充当するものでございます。

29ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款1項1目 事業費の主なものについて、ご説明申し上げます。

12節 役務費は、ホームページインターネット回線接続に伴う電信電話料及び親子防災体験研修に伴う障害保険料でございます。

13節 委託料は、ホームページ運用保守委託料でございます。

14節 使用料及び賃借料は、「親子防災体験研修」のバス借り上げ料でございます。

28節 繰出金は、視聴覚ライブラリー事業特別会計への繰出金でございます。

以上で、議案第3号「ふるさと市町村圏事業特別会計予算」についての、説明を終わらせていただきます。

次に、56ページをご覧ください。

議案第5号「平成31年度 視聴覚ライブラリー事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

歳入、歳出予算の総額につきましては、ともに17万円で、対前年度比2万1千円の増でございます。

57ページをご覧ください。

歳入でございますが、2款1項1目のふるさと市町村圏事業特別会計からの繰入金により事業を執行しているものでございます。

59ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款1項1目 視聴覚ライブラリー運営費の教育委員会委員5名の報酬が主なものでございます。

以上で、議案第5号「視聴覚ライブラリー事業特別会計予算」についての説明を終わらせていただきます。

次に、64ページをご覧ください。

議案第6号「平成31年度 国母公園管理事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

歳入、歳出予算の総額につきましては、ともに1,702万円で、対前年度比659万円の減でございます。

この減額につきましては、前年度に施設機器の老朽化による照明灯の工事及

び変電設備改修工事等を行ったことが、主な要因でございます。

65ページをご覧ください。

歳入でございますが、1款1項1目 国母公園管理負担金は、関係市町の甲府市、中央市、昭和町から均等割り30%人口割り70%の割合で、納入していただきます負担金でございます。

次に、2款1項1目 公園使用料は、有料運動施設の使用料と公園の占用料でございます。

66ページをご覧ください。

3款1項1目 利子及び配当金は、国母公園管理基金の運用利子収入を計上したものでございます。

67ページをご覧ください。

6款2項1目 雑入は、国母公園管理事務所の1部を使用している、国母工業団地工業会からの光熱水費等相当額分の納入金と嘱託職員3名の雇用保険料本人負担分でございます。

68ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款1項1目 一般管理費は公園管理に要します経費でございます。

主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1節報酬及び4節 共済費は、嘱託職員3名の人件費でございます。

1.1節 需用費は、消耗品費、光熱水費及び事業用器具に係る修繕費等でございます。

1.2節 役務費は、電信電話料、樹木の製枝剪定手数料等でございます。

1.3節 委託料は、公園内の清掃作業業務、管理事務所警備業務、電気工作物保安全管理業務、ごみ処理業務の委託料でございます。

1.5節 工事請負費は、テニスコートのクラック補修と水道管の老朽化による漏水修繕工事に伴う経費でございます。

1.9節 負担金補助及び交付金につきましては、国母工業団地内のグリーンベルト管理に係る補助金でございます。

以上で、議案第2号から第6号までのうち、事務局所管の4つの会計に関わります、歳入歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木 篤君） 続きまして、坂田総務課長

○総務課長（坂田 好保君） それでは日程第10議案第4号、平成31年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算につきまして、説明いたします。

なお、金額につきましては、予算書に記載されておりますので、一部を除き、省略させていただきますのでご理解を賜りたいと存じます。

恐れ入りますが、予算に関する説明書の35ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の1総括の歳入と次の36ページの歳出であります。予算総額はともに同額の、36億2千660万5千円で、前年度と比較いたしまして、1億907万7千円の増であります。

歳入の増額の要因といたしましては、国庫補助金及び消防債の増額が要因となっております。

歳出の増額の要因といたしましては、指令センター情報系システム更新事業の委託業務及び車両2台の更新事業並びに、庁舎改修事業に伴います消防施設整備事業費の増額と平成28年度に更新整備しました中央消防署はしご車の元金償還に伴う公債費の増額が主な要因であります。

次に、37ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきまして、説明いたします。

1款1項1目「消防費負担金」は、32億7千179万2千円で組織市町からの常備消防費負担金のほか3件の負担金を受け入れるものであります。

2款1項1目「消防手数料」は、442万9千円で危険物許認可申請等の手数料であります。

次に、38ページをお開き願います。

3款1項1目「消防費国庫補助金」は、4千3万9千円で指令センター情報系システム更新事業委託業務に伴います国庫補助金であります。

5款1項1目「財産貸付収入」は、238万4千円で、消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料であります。

6款1項2目「職員退職手当金 支払準備基金繰入金」は、6千651万8千円で定年退職者3名分の退職手当金に、充当するものであります。

次の3目「消防施設整備事業等 基金繰入金」は、2千351万7千円で車両

更新計画に基づく、西消防署化学消防ポンプ車、南消防署昭和出張所の高規格救急自動車の更新整備に係る事業費、また、西消防署及び武田出張所の外壁他改修工事などに充当するものであります。

次に、40ページをお開き願います。

8款2項1目「雑入」は、732万3千円で、高速自動車国道救急業務交付金、山梨県防災ヘリ運行調整交付金等を受け入れるものであります。

9款1項1目「消防債」は、2億1千50万円で指令センター情報系システム更新事業委託業務、及び庁舎改修工事2件並びに消防車両2台の車両更新に係る事業費に充当するものであります。

次に、41ページをお開き願います。

歳出予算につきまして、説明いたします。

歳出予算の主なものにつきましては、1款1項1目「常備消防費」のうち、2節「給料」から4節「共済費」までの、消防職員330名分に係る人件費が主なものであります。

次の42ページをお開き願います。

1款1項2目「消防施設費」であります。13節「委託料」は、平成25年度に整備しました、指令センター情報系システムの更新事業委託業務に要する経費であります。

18節「備品購入費」は、車両更新計画に基づき、平成9年度に整備し、運用開始から20年を経過している老朽化の著しい西消防署化学消防ポンプ車と平成23年度に整備し、走行距離が17万キロを超え、老朽化の著しい南消防署昭和出張所高規格救急車の更新整備に要する経費を計上したものであります。

次に、2款1項「公債費」は、消防施設等整備事業の財源として、起債いたしました、消防債の負担金償還及び利子であります。

平成31年度における新規の事業といたしましては、昨年7月に西日本を襲った7月豪雨や、台風の上陸等による水害対策としまして、災害対策用ボート2艇の配備を予定しております。

以上で、議案第4号、平成31年度 甲府地区広域行政事務組合消防事業 特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（鈴木 篤君） 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田 厚君

○議員（山田 厚君） いまお話の中に、水防対策としてボート2艇というお話がありましたが、今まで伺っている話ですと、ボートはアルミ製なりゴム製というのは2艇ですから、これから新年度で4艇になると、そういうことですよ。

○議長（鈴木 篤君） 宮下警防課長

○警防課長（宮下 光夫君） 先ほど、ご説明がありましたとおり、2艇を増艇するというので4艇ということになります。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） 全体に甲府広域に関しては、地震や土砂災害に関して警戒はあるんですけども、水防対策については、まだまだという感じがします、是非、今後とも水防対策に意を強くしていただきたいと思うわけですが、先ほど入口で見たら、この消防署の受電設備キューブが地面についたままで、何らその対応ができていない。

かつての宮島市長時代にでた甲府のハザードマップによると、ここは1メートルの洪水水深地域になっています。この3月中に新しいハザードマップが出来ると言われていますが、もっと厳しくハザード性を明らかにしていくと思うのですが、受電設備キューブが水に浸かったら、基本的には電気の機能は無くなると言われてるんですよ、このことは、私どもは言ってきた訳ですけども、この広域の消防については、受電設備等についての対応はどうか、それから、燃料の備蓄等についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木 篤君） 坂田総務課長

○総務課長（坂田 好保君） 山田議員の質問にお答えします、当本部の浸水に対する対策といたしまして、平成27年9月台風18号による関東東北豪雨において、鬼怒川の堤防の決壊により茨城県常総市役所の非常用電源設備が浸水

し、電源喪失となった事故を教訓にいたしまして、当消防本部に設置している2機の非常用電源設備の扉付近に平成29年3月に止水板等を設置して、浸水の防止を図っております。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） それはそれで有難いですが、底上げが必要とか、そこまで言われているので、本当に止水板だけで大丈夫かなと危惧はあるのかなと思いますので、もう少し詳しく教えてください。

○議長（鈴木 篤君） 坂田総務課長

○総務課長（坂田 好保君） 山田議員さんの質問にお答えします、現在出来る限り最大限の止水対策ということで、いま言っておりますけれども、今後につきましては、更なる検討が必要かと思っておりますので、また検討してまいります。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） 今後ともしっかりとした検討を、防災の拠点ですのでよろしく願いいたします、あと、心配なのがずっとお聞きしている職員の指針数です、いま何人ほど現状では不足していて、この平成31年度でどのように計画されていますか。

○議長（鈴木 篤君） 望月企画課長

○企画課長（望月 眞仁君） 職員の指針数ですが、本年実態調査の年ですから、28年度末に市街地大規模火災が発生したことから、現在消防力整備指針の見直しについて議論がされているところであり、本年度の調査は見送られましたので、従いまして、直近の平成27年度の消防施設整備計画実態調査の結果になります。

これによりますと、基準人員数は477人に対して、現有人員数は332人、当消防本部の充足率は69.6パーセントであり、全国平均は77.4パーセントでありました。全国平均まで充足率を上げるには、あと38人の増員が必要となり、また基準職員数100パーセントに対する不足人員は145人になります。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君）　せめて、基準数までいかななくても、その前の段階の全国平均の70パーセントくらい、こちらはいま60パーセントくらいですから、お話があったように32人を目標にすると新年度からそのような計画を立てていただきたい。それには、一つは救急隊を1隊・2隊増やせば、だいたい24人くらい増えることが出来るので、南消防署・中央消防署は出動件数が多いところを、今後事故等が無いように、是非、増やす計画を立てていただきたいと思います。あと、女性職員です。基本的には女性職員を5パーセント程度まで、全体の職員数において配置したらと言われていたところですが、新年度はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（鈴木 篤君）　坂本人事課長

○人事課長（坂本 竜也君）　女性職員でございますけれども、今年度でございますが、これまでの募集の身体要件など緩和をいたしました。それから女性の処遇改善ということでですね、マタニティー執務服なども導入してまいりました。そういったところをPRしながら、来年度、また新たに実施し職員募集に積極的にPRをして努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木 篤君）　山田 厚君

○議員（山田 厚君）　全国的に消防庁から言われていることですが、女性の対応するときに、しっかりと仮眠室とか浴室とか、そういったことが必要ですが、お聞きしている範囲ですと、まだ中央消防署・南消防署しか設備が整っていない、今後の計画はどうなっていますでしょうか。

○議長（鈴木 篤君）　坂田総務課長

○総務課長（坂田 好保君）　今後の対応であります。女性職員の現在8名ですが、中央消防署・南消防署で対応ができます、それ以上に増員された場合につきましては、今後、対応出来る施設を整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 篤君）　山田 厚君

○議員（山田 厚君）　せめて西消防署にも計画を立てる必要があると思いますので、是非、その辺はお願いしたいと思います。

それから、視聴覚ライブラリーの運営費ですが、特別職の報酬費は同じ金額



で、一人当たり3万円くらいで、今回、同額ということは、前回ゼロだった需用費が1万1千円と役務費は1万円ということですが、前回ゼロということが、非常におかしいことで、何処からか流用しているということですので、面倒なことになるので聞かないですが、これだけの金額で、最後に丁寧な議論ができるのでしょうか、この辺お聞かせください。

○議長（鈴木 篤君） 芦沢事務局次長

○事務局次長（芦沢 岳君） 最小限の経費で努力して、視聴覚ライブラリー事業を31年度もやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） 一番最後の最後というときは、もの凄く力がいるところで、丁寧さがいるところですね、1万円等々の、前は今年度はゼロだから、一歩前進より、かなり前進だと思いますが、電話代・紙代・印刷代で1万円くらいで、ほんとうに丁寧な議論が、資料としてもできるのかどうか、私はかなり疑問に思います、これは意見として終わっていきます。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） ほかに質疑はありませんか。

清水 英知君

○議員（清水 英知君） 1点確認ですけれども、消防事業ですけれども、救急隊の増隊は来年度は施行されていますでしょうか。

○議長（鈴木 篤君） 望月企画課長

○企画課長（望月 眞仁君） 救急車の増隊につきましては、隊員の増隊とともに配置場所についても、慎重な協議が必要となります、現状では管轄人口に対する充足率を満たしておりますので、現在の体制の中で職員の負担に配慮を行う中で、対応してまいりたいと考えております、いまのところ増隊は考えておりません。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 清水 英知君

○議員（清水 英知君） 基準を満たしているということで、現状は問題ないというお話でしたけれども、救急出動が増加傾向にありますので、是非、増隊の

検討をと思います。先ほど山田議員からもお話がありました通り、人員の増員と併せて要望したいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） ほかに質疑はありませんか。

無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議案第1号から議案第9号までの審査を終了します。

ここで、森澤事務局長が3月31日をもって退職されますので、挨拶をお願いしたいと思います。

森澤事務局長

○事務局長（森澤 淳君） 大変貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

私もこの3月をもちまして、定年退職を無事に迎えられるのかなという思いでございます。

私の42年間の思いを述べさせていただきまして、ご挨拶にかえさせていただきます。

私、森澤 淳は昭和52年4月に甲府市水道局に採用されました。水道事業に従事する傍ら平成19年に組織改革がございまして、甲府市水道局と甲府市下水道部が組織改革により一体化をし、平成20年までの32年間水道事業、その後の2年間は上下水道という形のなかで、甲府市下石田地内の庁舎で勤務をさせていただきました。

平成21年4月に、甲府市市役所の税務部滞納整理課へ出向という形で配属になり、税務の中で8年間過ごさせていただき、前年度4月に甲府地区広域行政事務組合の事務局長を拝命されました。

42年の長きを振り返りますと、私のなかでは、共通している事項がひとつだけあるなと思います。甲府市の水道事業は、甲府市・甲斐市の旧敷島町地内それから中央市の旧玉穂町地内それから昭和町全域とまさに広域で水道事業を行ってきております。その後、平成21年の人事異動に伴いまして、税務担当に配属になり主に滞納整理というところで、8年間お勤めをさせていただきました。そのなかで居住している地域、甲府市の滞納整理ですから、当然、甲府市の市民の方と接する訳ですが、圏域的な人の移動のなかでは、当然、甲斐市

の方にお移りになった方、或いは甲斐市から甲府市へお住まいになった方、そういうふうな形のなかで、中央圏という形のなかで、甲斐市・中央市・昭和町の税務の職員とも連携をとりまして、甲斐市役所に出向いたこともありました、中央市にも出向き昭和町にも出向きというふうなことで、税務の担当者と共に仕事をしてまいりました。

最後の2年が甲府広域ということでございますから、まさに、税務も広域で仕事をさせていただき、最後に、消防業務を中心としている甲府広域で仕事をさせていただいて、甲府のエリアに住んでいる方々の福祉の向上に少しでもお役に立てたのであれば、私の42年間の公務員生活は感謝という言葉で終わらせていただきたいと思います。

引き続き4月1日から甲府市役所の税務の古巣であります、滞納整理課に配属になりまして、仕事をするようになる運びでございます。

甲斐市・中央市・昭和町のなかに、当時、一緒に仕事をした仲間が沢山おられるようなので、それぞれの市町の財政基盤の強化の一躍を少しでもできればと思います。

親切、丁寧な対応を今後も税務行政にいても、行っていく所存でございますので、皆様方におかれましても、行政委員さんにおかれましても、私が甲斐市・中央市・昭和町でお姿をお見かけしたら、ご挨拶をさせていただきますが、甲府市の議員さんも引き続き、ご指導・ご鞭撻の程よろしくお願ひしたいと思います。

大変貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（鈴木 篤君）　ありがとうございました。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

閉会　午後4時35分